

(14) フィリピン国内の生物探査活動に関するガイドライン (仮訳) *

2005 年 DENR-DA-PCSD-NCIP 合同行政令第 1 号

フィリピン国内の生物探査活動に関するガイドライン

国立統合保護地域制度法 (共和国法第 7586 号)、地方自治体法 (共和国法第 7160 号)、パラワン州戦略的環境計画法 (共和国法第 7611 号)、漁業法 (共和国法第 8550 号)、種子産業振興法 (共和国法第 7308 号)、伝統的及び代替的医薬品法 (共和国法第 8423 号) その他関係諸法に関連して、生物多様性条約及びその他関係国際協定に基づくフィリピンの責務、並びに野生生物資源保全保護法 (共和国法第 9147 号) 第 14 条及び先住民権利法 (共和国法第 8371 号) 第 35 条により修正された大統領令第 247 号 (1995 年) の規定に従い、生物探査に関するガイドラインをここに公布する。

第 I 章 基本規定

第 1 条 方針

1.1 国は国益にかなう生物資源の保護、開発及び持続可能な利用を図るため、生物資源のプロスペクティング (探査) を規制する。

1.2 国はあらゆる生物探査活動を許可する前に、事前の情報に基づく同意 (PIC) が資源提供者から取得されていることを確保する。さらに国は、生物資源の利用から生じる利益が資源提供者に公正かつ衡平に配分されることを確保する。

1.3 国は生物資源の最適な利用をめざし、国内におけるバイオテクノロジー能力の育成を推進する。

第 2 条 適用範囲

2.1 本ガイドラインは、政府機関も含め、資源利用者すべてが実施する生物探査活動に適用する。本ガイドラインは、野生生物、微生物、飼育種、繁殖種、外来種など、フィリピンに生息するすべての生物資源の生物探査に適用する。さらに本ガイドラインは、フィリピンから調達された生物資源の生息域外コレクションすべてに適用する。ただし、フィリピンが締約国となっている国際協定に基づいて現在利用されているコレクションはこの限りではない。さらに本ガイドラインは、国立統合保護地域制度 (NIPAS) に基づく保護地域、私有地並びに先住民権利法 (IPRA) による先祖伝来領域及び先祖伝来地を含め、すべての地域で実施される生物探査に適用する。

2.2 ワシントン条約及び IUCN レッドリストに掲載された種に関する生物探査活動が法律により許可される場合は、常に、当該種の保護に関する個別規則に加え、本ガイドラインを適用する。

* 原文は

http://www.pawb.gov.ph/posted_files/O.1_Joint%20DENR-DA-PCSD-NCIP%20AO%20No.%201%20signed%2001-12-05.pdf で参照可 (2005 年 12 月 19 日アクセス)。

第3条 適用除外

3.1 本ガイドラインは生物資源の以下の利用には適用しない。

- a. 伝統的な利用
- b. 生存のための消費
- c. 木材伐採や漁業など、直接利用を目的とする従来型商業消費
- d. 野生生物資源保全保護法（WA）（以下「野生生物法」という）第15条に基づく野生生物に関する科学研究
- e. 農業生物多様性に関する科学研究
- f. 野生生物法第17条及び24条に基づく商業用繁殖もしくは増殖、又は保全のための繁殖もしくは増殖のみを目的とする野生生物種の収集及び輸送に関する現行の手順
- g. フィリピンが締約国となっている国際協定に基づいて現在利用されている生息域外コレクション。

ただし適用除外の活動に対して発行するすべての許可、ライセンス、又は協定には、収集した生物資源をその後生物探査に用いる場合、収集者が本ガイドラインを遵守する旨を約束する規定を含めるものとする。

3.2 研究者が分類学、又は生物資源の生物学的、化学的もしくは物理学的特性評価のみのために生物資源を利用し、営利なしで純粋に学術的な目的で科学研究を実施する場合には本ガイドラインを適用せず、野生生物法第15条を適用する。ただし、当該生物資源のその後の移転及び研究成果の営利目的での利用は生物探査とみなし、本ガイドラインの規定に従うものとする。

3.3 伝統薬、又は代替薬として利用するための薬用植物の開発には、主として伝統的及び代替的医薬品法を適用する。

第4条 目的

4.1 生物資源へのアクセス手順を整備し、合法的な資源利用者による同手順の遵守を促進すること。

4.2 資源提供者から事前の情報に基づく同意（PIC）を取得する際の指針及び生物探査から生じる利益の公正かつ衡平な配分を当該資源提供者と交渉する際の指針を定めること。

4.3 事前の情報に基づく同意（PIC）、収集割当、公正かつ衡平な利益配分、第三者に対する素材移転及び生物探査協定（Bioprospecting Undertaking: BU）のその他の規定への遵守を監視するため、費用効果が高く、効率的で透明性に優れた標準システムを確立すること。

第5条 用語

「BFAR」とは、農業省（DA）の執行機関の一つである漁業水産資源局をいう。

「生物資源」には、現に利用されもしくは将来利用されることがある、又は人類にとって現実のもしくは潜在的な価値を有する遺伝資源、生物、又はその部分、個体群その他生態系の生物学的な

構成要素を含む。

「生物探査」とは、生物資源及び遺伝資源の研究、収集及び利用であって、それにより得られた知識を商業にのみ利用することを目的として行うものをいう。

「生物探査協定」又は「BU」とは、野生生物法第 14 条に定める「約定」又は「許可」を指し、そこに定める諸条件を遵守することを条件に、資源利用者に対して生物探査を目的とした生物資源へのアクセスを許可するものである。

「バイオテクノロジー」とは、物、又は方法を特定の用途のために作り出し、又は改変するため、生物システム、生物、又はその派生物を利用する応用技術をいう。

「ワシントン条約」とは「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」を指し、その付属書に記載する動植物種の国際間取引を規制する条約である。

「収集地」とは、生物探査を目的として生物資源を収集する近接、又は隣接した 500 ヘクタール以下の土地、又は水域をいう。

「従来型商業消費」とは、一般に行われている生物資源の利用であって漁業や木材伐採のように直接消費を目的とするものをいい、バイオテクノロジーによる新たな商品開発のための方法は含まない。

「DA」とは農業省のことである。

「DENR」とは環境天然資源省のことである。

「原産国の開示」とは、資源利用者が知的所有権に関連するすべての出願並びに製品開発もしくは販売に関するすべての申請において、生物探査協定（BU）から明らかな当該製品の開発に使用した生物資源の出所国を明記するよう定める BU の規定をいう。

「最終評価」とは、本ガイドラインの要件が実質的に満たされているか否か、つまり PIC プロセスが誠実に遵守され、合意された利益が公正かつ衡平なものであるか否かを、単独、又は省庁合同の「技術委員会」が判定するプロセスをいう。

（

「事前の情報に基づく自主的な同意FPIC）」とは、各先住民文化共同体、又は先住民（ICCs/IPs）の慣習法及び慣行に従って、いかなる外部からの操作、干渉、及び強制も受けることなく、対象となる計画、プロジェクト、又は活動の意図と範囲を当該共同体の住民の理解できる言語と方法をもって完全に開示したうえで得られた当該共同体全構成員の総意をいう。事前の情報に基づく自主的な同意は、同意の基礎となる条件、又は要件、利益及び合意当事者の罰則を含む了解覚書への署名をもって、関係するICCs/IPsから得られる。

「遺伝素材」とは、遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来するあらゆる素材をいう。

「遺伝資源」とは、現実の、又は潜在的な価値を有する遺伝素材をいう。

「IACBGR」とは、生物・遺伝資源省庁間委員会をいい、大統領令第 247 号の実効性確保を任とする規制機関である。

「先住民の知識体系 (IKS)」及び「伝統的な知識 (TK)」とは、生物多様性の保全とその持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する先住民の社会及び地域社会の知識、工夫、慣行をいう。

「先住民」(IPs) 及び「先住民文化共同体 (ICCs)」とは、自身及び他者の帰属意識により特定された集団、又は同質社会であって、共通の境界をもつ確定した領域に、組織された共同体として継続的に居住し、大昔から所有権を主張して習慣、伝統その他の文化的習性を占有し、所有しているもの、又は植民地主義、土着の宗教以外の宗教及び文化の政治的、社会的、文化的な進入への抵抗により、歴史的に大多数のフィリピン国民と区別されるようになったものをいう。また ICCs/IPs には、自らの伝統的な領域から移動させられたと考えられる民族、又は先祖伝来領域から移住したと考えられる民族であって、社会、経済、文化、政治面で独自の体制のすべて、又は一部を現在も保持しており、征服もしくは植民地化された時代、又は土着の宗教以外の宗教が侵入してきた時代、又は現在の国境が確定した時代にこの国に居住していた集団の家系という理由で先住民とみなされる民族も、同じく含まれる。

「初期評価」とは、研究提案書に記載した生物資源の収集申請が生物探査に該当し、本ガイドラインに基づく手順を踏む必要があるか否かを適切な実施機関が速やかに判断することをいう。

「IPRA」とは、1997 年先住民権利法（共和国法第 8371 号）をいう。

「IUCN」とは、国際自然保護連合をいう。

「地域社会」とは、収集地内もしくは収集地のすぐ隣に住んでいる人々をいう。事前の情報に基づく同意 (PIC) 及び利益配分交渉の目的上、対象となる地域社会はバラングイ会議 (Barangay Assembly) が代表し、PIC 及び利益配分に関する同会議の決定は適切なバラングイ決議とされた後にバラングイ長が当該決定を認証するか、又は PIC 証明書に署名する。

「NCIP」とは、国家先住民問題委員会をいう。

「NIPAS」とは、国立統合保護地域制度、又は同制度を設置した共和国法第 7586 号をいう。

「営利なし」という用語が本ガイドラインの適用除外となる生物資源の研究者もしくは収集者の説明に用いられる場合には、当該研究者もしくは収集者が生物資源を用いた商品開発もしくは生物資源に由来する商品開発に参加した履歴、又は生物資源を用いた発明もしくは生物資源に由来する発明に関する知的所有権の出願の履歴がないことを意味する。このほか当該研究者、又は収集者は、直接的もしくは間接的に生物探査に関与する国内、又は外国の協力者、パートナー、資金援助者、又は投資家をもってはならない。

「外国の協力者、又は投資家をもたない」という用語がフィリピン人資源利用者に関して用いら

れる場合は、当該利用者が直接的もしくは間接的に生物探査に関与する外国の協力者、パートナー、資金援助者、又は投資家からいかなる種類の援助もしくは参加も得ていないことを意味する。

「PAMB」とは、国立統合保護地域制度(NIPAS)法及び保護地域を設置する特別法に従って保護地域ごとに創設された保護地域管理委員会 (Protected Area Management Board) をいう。

「PAWB」とは、環境天然資源省 (DENR) の保護地域野生生物局をいう。

「PCSD」とは、持続可能な開発パラワン州委員会 (Palawan Council for Sustainable Development) をいう。

「PITAHC」とは、1997年伝統的及び代替的医薬品法 (TAMA) (共和国法第 8423 号) に基づいて創設されたフィリピン伝統医療・代替医療研究所 (Philippine Institute for Traditional and Alternative Health Care) をいう。

「事前の情報に基づく同意 (PIC)」とは、関係する地域社会、保護地域管理委員会(PAMB)、又は私有地の地主から申請者が取得する同意であって、野生生物の収集を実施する前にその生物探査活動の意図と対象範囲を当該共同体の人々が理解できる言語と方法で完全に開示した後に取得するものをいう。

「資源提供者」とは、生物資源を収集した場所の地域社会、先住民族、保護地域管理委員会 (PAMB)、私有地の地主をいう。

「資源利用者」とは、適切な機関との間で締結した生物探査協定に基づき、フィリピン国内の所与の地域で生物探査を目的として生物資源を活用する国内、又は国外の個人、企業、組織、又は官民を問わない主体をいう。

「科学研究」とは、基礎的な科学的知見を得ることを目的とする生物資源の体系的収集、試験及び潜在的利用法の発見をいい、野生生物法第 15 条及びその施行規則が適用される。

「大臣」とは、農業省、又は環境天然資源省の大臣をいう。

「生存のための消費」とは、家庭で消費するための生物資源の収集及び利用をいう。

「持続可能な利用」とは、生物多様性の長期的な減少をもたらさない方法及び速度で生物の多様性の構成要素を利用し、もって、現在及び将来の世代の必要及び願望を満たすように生物の多様性の可能性を維持することをいう。

「技術委員会」とは、実施機関により適宜単独、又は合同で招集される専門家グループをいい、本ガイドライン第 6 条に定める生物探査協定草案の最終評価及びしかるべき署名者に対する同案の支持表明を主な責務とする。技術委員会には適宜、国家先住民問題委員会 (NCIP)、持続可能な開発パラワン州委員会 (PCSD)、フィリピン伝統医療・代替医療研究所 (PITAHC) の代表を含める。

「伝統的な利用」とは、先住民族による野生生物の利用をいい、彼らが自ら伝統的に守り、受け入れ、認めてきた、文書化されたものか否かを問わず、規則、利用法、習慣、及び慣行に従って行われるものを指す。

第Ⅱ章 制度

第6条 生物探査協定（BU）の署名者

6.1 野生生物法第14条に従い、生物探査は、本ガイドラインで「生物探査協定（BU）」と呼ぶ協定を資源利用者と農業省大臣、又は環境天然資源省大臣もしくはその双方との間で締結して初めて許可される。当該大臣の権限は、野生生物法の農業省及び環境天然資源省の個々の管轄権に関する規定に従う。ただし生物探査活動がパラワン州で実施される場合は、持続可能な開発パラワン州委員会（PCSD）の議長が同委員会の承認を受けて同協定に連署する。

6.2 大臣もしくは持続可能なパラワン州開発委員会議長、又はその双方は、本ガイドラインの要件を満たしているかどうか、特に事前の情報に基づく同意（PIC）の確実な取得及び関係する資源提供者との利益配分交渉の確実な実施に関する要件を満たしているかどうかの評価を支援する技術委員会を、単独、又は合同で招集する。当該生物探査活動が先祖伝来領域もしくは先祖伝来地に関わる場合、パラワン州で行われる場合、又は薬用標本に関わる場合には常に、国家先住民問題委員会（NCIP）、持続可能な開発パラワン州委員会（PCSD）又はフィリピン伝統医療・代替医療研究所（PITAHC）の代表が必要に応じて技術委員会に参加する。

6.3 大臣は、収集割当、技術移転、能力育成などの技術的事項に関する交渉に際し、権限ある国内当局からの助言を受けるため、同当局と協議することができる。

6.4 野生生物法に基づいて生物探査協定の締結権限が大臣に委譲されることに鑑み、大統領令第247号により創設された生物・遺伝資源省庁間委員会（IACBGR）は解散されたものとみなす。

6.5 生物探査活動が農業省及び環境天然資源省双方の管轄下に入る種に関わる場合は常に、申請の審査は両省が合同で行う。締結する生物探査協定（BU）は1つとし、資源提供者と交渉した諸条件をすべて同協定にまとめ、農業省及び環境天然資源省の両大臣が署名する。

第7条 実施機関

7.1 保護地域野生生物局（PAWB）、漁業水産資源局（BFAR）その他農業省関係規制機関及び持続可能な開発パラワン州委員会（PCSD）は、必要に応じて生物探査申請の初期評価を行う。生物探査協定（BU）草案の最終評価は各省の技術委員会が行い、その後に大臣に支持を表明する。初期評価及び最終評価は、大臣の発布するガイドラインに従ってそれぞれの地域事務所に委任することができる。

7.2 保護地域野生生物局（PAWB）、漁業水産資源局（BFAR）その他農業省の関係規制機関及び持続可能な開発パラワン州委員会（PCSD）は、将来的に見込まれる資源利用者が本ガイドラインの要件を理解して遵守するように支援する。

7.3 保護地域野生生物局（PAWB）、漁業水産資源局（BFAR）その他農業省の関係規制機関及び持続可能な開発パラワン州委員会（PCSD）はそれぞれ、事前の情報に基づく同意（PIC）を与えるための提案書の評価及び効果的な利益配分交渉に際して資源提供者を支援する。

7.4 国家先住民問題委員会（NCIP）は、事前の情報に基づく自主的な同意（FPIC）の文書化及び生物探査協定に基づく利益交渉にあたり、資源提供者である先住民族を主導的に支援する。

7.5 生物探査活動がパラワン州で実施される場合には、持続可能な開発パラワン州委員会（PCSD）が資源提供者及び資源利用者を主導的に支援する。

7.6 保護地域野生生物局（PAWB）、漁業水産資源局（BFAR）、国家先住民問題委員会（NCIP）及び持続可能な開発パラワン州委員会（PCSD）は、生物探査活動の関連情報をすべて収める共通の保管機関を設ける。いずれの関係者も、法定及び妥当な範囲での守秘義務の制限に従い、当該保管機関にある関連情報を請求することができる。

第三章 手順及び要件

第 8 条 生物探査協定締結に関する基本手順

8.1 生物探査協定の交渉及び締結の手順は以下のとおり。

- a. 資源利用者は、第 7 条に記載した実施機関に対して要件に関する情報を照会することができ、国内の協力者及び資源提供者への接触に当たっては、支援を求めることができる。地域事務所
に照会があったときは、監視の目的で実施機関にも知らせる。
- b. 第 7 条に記載した実施機関、又は権限を付与されているその地域事務所は、資源利用者に対し、
生物探査協定の承認に必要な要件を記載した標準チェックリストを与えることができる。これ
らの機関は、申請書の適切な提出先を申請者に指示する。
- c. 資源利用者である申請者は漁業水産資源局（BFAR）、保護地域野生生物局（PAWB）又は持続
可能な開発パラワン州委員会（PCSD）に標準申請書を提出し、第 11 条に定める申請料を支払
う。地域事務所が権限を付与されている場合には、申請書の提出及び申請料納付を地域事務所
でも行うことができる。
- d. 資源利用者は第 V 章の手順に従い、資源提供者に対し、事前の情報に基づく同意（PIC）又は
事前の情報に基づく自主的な同意（FPIC）を求める。
- e. 資源利用者はそのほか、第 VI 章のガイドラインに従い、資源提供者と利益配分について交渉す
る。事前の情報に基づく同意（PIC）又は事前の情報に基づく自主的な同意（FPIC）の付与は、
利益配分の条件しだいとすることができる。
- f. 資源利用者は、保護地域野生生物局（PAWB）、漁業水産資源局（BFAR）又は持続可能な開発
パラワン州委員会（PCSD）に対し、事前の情報に基づく同意（PIC）証明書及び合意した利
益配分条件の要約を提出する。

- g. 資源利用者は、標準約款（付属書Ⅰ）に基づくその他関連要件への遵守を証明する書類を提示する。
- h. 生物探査活動が複数の管轄域にまたがる種に関わる場合、関係実施機関は提出された書類をすべて一つにまとめ、申請書の支持表明は合同技術委員会に対して行う。当該実施機関は、資源の利用者と提供者の間で合意した諸条件を盛り込んだ単一の生物探査協定草案を、合同で作成する。
- i. 単独あるいは合同の技術委員会は、完全な必要書類を受領してから 15 営業日以内に、生物探査協定草案に記載された申請内容に対して最終評価を行う。審査した生物探査協定草案は、承認、又は棄却の提言を付して適切な署名者に回付する。
- j. 適切な実施機関は、実行可能であれば提言の提出から 1 か月以内に、申請の承認、又は棄却を決定する。承認の場合、資源利用者は資源提供者との交渉条件を尊重し、本ガイドラインの標準約款を含めて、適切な署名者とともに生物探査協定に署名する。
- k. 資源利用者は、生態系再生・履行保証を差し入れた後に、サンプルの収集を開始することができる。料金その他利益の支払いは、生物探査協定に定める日程に従う。

第 9 条 標準約款

9.1 生物探査協定には、交渉による利益配分条件のほか、補則及びその他の基礎的な契約条件への遵守に関する標準約款を含める。この約款は付属書Ⅰに示す。

第Ⅳ章 収集の割当及び料金

第 10 条 サンプルの収集

10.1 生物探査協定には標本及び収集するサンプルの量を記載する。サンプルの量は付属書Ⅲに定める限度を超えてはならないが、ただし資源利用者が適切な資源目録に基づき、資源の保全を考慮したうえで正当化できる場合にはこの限りではない。

10.2 生物資源へのアクセスは、その生物資源に関連する伝統的な知識(TK)への自動的なアクセスを意味するものではない。資源利用者が関連する伝統的知識へのアクセスを得ようとする場合には、その意思があることを研究提案書に明記しなければならない。

第 11 条 申請料

11.1 資源利用者は、申請書提出と同時に適切な実施機関に対して処理費用として 500 フィリピン・ペソを支払う。

第 12 条 生態系再生・履行保証

12.1 申請者は、研究予算に示されたプロジェクト費用の 25% に相当する金額の保証書を生態系再生・履行保証として差し入れる。この差し入れは、生物探査協定の署名後 30 営業日以内に行う。保証状を差し入れるまで、いかなるサンプルの収集も行うことができない。保証状の差し入れを怠ることは、生物探査協定解除の根拠となる。

第 V 章 事前の情報に基づく同意 (PIC)

第 13 条 事前の情報に基づく同意 (PIC) に関するガイドライン

13.1 資源利用者は、先住民族、保護地域管理委員会 (PAMB)、地方自治体 (LGUs)、私人、又は現行法の下で特定の地域に対する管轄権を有するその他の機関など関係する資源提供者から、事前の情報に基づく同意 (PIC) を取得する。

13.2 事前の情報に基づく同意 (PIC) は以下の基本手順に従って関係資源提供者から取得する。

- a. 通知：資源利用者は、先住民族、地方自治体 (LGUs)、保護地域管理委員会 (PAMB)、私有地の地主、又はその他の関係機関に対し、その地域内で生物探査を行う予定であることをレター・オブ・インテントにより通知する。このレター・オブ・インテントには実施する活動を全面的に開示した研究提案書のコピーを添付し、生物探査協定の申請を提出したことを記載する。
- b. 地域協議 (Sector Consultation)：資源利用者である申請者は、保護地域管理委員会 (PAMB)、バランガイ、又は部族会議に地域集会の開催を要請し、その通知を当該集会の少なくとも 1 週間前に発表するか、又は生物探査を予定している地域内の目立つ場所に掲示する。申請者はまた、当該地域住民が理解できる言語、又は方言で書いた研究提案書の簡単な概要、又は概略の写しを十分な部数用意して地域集会に提出する。

その概要には、目的、方法、期間、利用もしくは採取する種、又は標本とその数もしくは量、承認される生物探査活動の実施前、実施中、実施後に得られる互いの衡平な利益について記載する。そのほか、当該活動が決してその地域内の社会の伝統的な資源の利用、又は生存のための資源消費に影響を及ぼさないことを明示する文言を含める。先住民族が関係する場合、地域集会は彼らの慣習法、慣行、又は伝統に従って行う。

- c. PIC 証明書の発行：保護地域管理委員会 (PAMB) 議長、又はバランガイ長は、PIC 付与に賛成する協議から 30 日以内に、適切な決議により権限が与えられた場合にのみ、PIC 証明書に署名する。私有地の地主、又はその他の関係機関は、協議から 30 日以内に PIC 証明書を発行する。先住民族の場合、事前の情報に基づく自主的な同意 (FPIC) 証明書の発行は、先住民権利法の関係規定に従う。FPIC/PIC の標準様式を付属書 IV として添付する。

13.3 環境天然資源省、農業省、国家先住民問題委員会 (NCIP) 及び持続可能な開発パラワン州委員会 (PCSD) の代表のほか、実行可能な場合には非政府組織 (NGO) 及び住民組織 (PO) の代表も本条 (a) 及び (b) 項の活動に参加し、PIC 証明書に証人として署名することができる。

13.4 先住民から取得した事前の情報に基づく自主的な同意（FPIC）については、本ガイドラインは先住民権利法（IPRA）の関連規則を補足するものとする。伝統的な知識（TK）へのアクセスは FPIC 申請書に明記し、FPIC 証明書に反映する。

13.5 パラワン州での生物探査活動の場合、資源利用者は持続可能な開発パラワン州委員会（PCSD）から戦略的環境計画（SPE）に基づく許可を取得する必要がある。

第VI章 利益配分の取決めにに関するガイドライン

第 14 条 基本ガイドライン

14.1 資源利用者は、資源提供者が指名する代理人を通して資源提供者と交渉する。当該代理人による決定は、正式な承認プロセスが設けられていない限り、資源提供者を法的に拘束する。

14.2 対象地域に複数の提供者集団がある場合、各集団は交渉の代理人各 1 名を指名する。当該代理人は、集団、又は個別に資源利用者と交渉することができる。ただし資源利用者と適切な署名者との間で締結する協定は 1 つのみとし、そこにすべての提供者集団と交渉した条件が含まれる。

14.3 資源の利用者及び提供者は、後続の条項に定める金銭的利益の支払い及び非金銭的利益の提供に関して合意する。

14.4 生物資源の利用から生じた利益で交渉したものは、資源利用者が、合意した金額及び合意した期間で適宜中央政府及び資源提供者に支払う。

- a. 生物探査料は実施機関に支払われ、中央政府の歳入となる。
- b. 前払い金は資源提供者に支払われる。
- c. ロイヤリティーは中央政府と資源提供者の間で配分する。
- d. 地方政府は地方自治体法の規定に従い、中央政府が受領した金額のうちから配分を受ける。

第 15 条 生物探査料

15.1 生物探査料の最低金額は生物探査協定 1 件当たり 3000 米ドルとする。

15.2 生物探査料は、以下の基準に従って当事者間で合意して増額もしくは調整するが、最低金額の 3 倍を超えることはない。

- a. サンプルング方法が野生生物の殺害、又は破壊を含む場合
- b. 収集する種が希少生物である場合、又は繁殖もしくは再生が遅い場合
- c. 収集する種に平均以上の商業的な可能性のあることが過去の調査から分かっている場合
- d. 収集する種が害虫、又は病原菌媒介生物であり、調査がその害虫や媒介生物の防除を目的としている場合
- e. 生物探査が伝統的な知識（TK）へのアクセスを含む場合。

15.3 外国の協力者、又は投資家をもたないフィリピン人資源利用者の場合、生物探査料は 15.1 条及び 15.2 条に基づく評価額の 10%とする。資源利用者がフィリピン人であって、営利なしで外国の資金援助者から資金提供を受けている場合は、この減額料金の適用を受ける資格を有する。ただし、そのフィリピン人資源利用者がその後に商業投資家との提携関係、又は契約関係を結ぶことになった場合には、当該契約を締結すると同時に差額の 90%を支払う。

15.4 資源利用者が国内の研究機関で学術的要件を満たすために生物探査を行うフィリピン人学生であって、外国の協力者、又は投資家をもたない場合、生物探査料は 15.1 条及び 15.2 条に基づく評価額の 3%とする。ただし、そのフィリピン人学生が標本の利用、又は研究成果に関してその後商業的関心を持つ人と提携関係、又は契約関係を結ぶことになった場合には、当該契約を締結すると同時に差額の 97%を支払う。

15.5 生物探査料は適宜、環境天然資源省、農業省、又は持続可能な開発パラワン州委員会 (PCSD) に支払う。当該料金は、必要に応じて野生生物管理基金 (WMF) 又は保護地域基金 (PAF) に繰り入れられる。生物探査料が特定の基金に割り当てられていない場合は、署名機関の間で均等に分配する。資源利用者が各機関に支払うべき料金のうちどの機関にいくら支払うかは生物探査協定に定める。

第 16 条 金銭的利益

16.1 資源利用者は、収集したサンプルから作られた製品、又は収集したサンプルに由来する製品が市販されている限り、全世界での総売上高の 2%の最低金額を毎年、中央政府及び資源提供者に支払う。この金額は適宜当事者間で交渉して高い金額に設定することができる。この目的上、資源利用者は、監査済みの年次総売上高報告書をロイヤリティー算定のベースとして署名機関に提出する。ただし資源利用者が製品の販売者ではない場合、当該利用者は販売者から売上記録を入手する責任を負い、当該記録を署名機関に提出する。

ロイヤリティーの 25%は中央政府の歳入となり、適宜環境天然資源省、農業省、持続可能な開発パラワン州委員会 (PCSD) に直接に支払われる。1 件の生物探査協定の署名機関が複数ある場合には、政府が受領するロイヤリティーを当該機関の間で均等に分配する。ロイヤリティーの残りの 75%は、直接、資源提供者に支払われる。

ロイヤリティーは、合意した予定に従って中央政府（実施機関を通じて）及び資源提供者に直接に支払われる。ロイヤリティーの支払い予定は資源利用者、中央政府（実施機関を通じて）及び資源提供者の間で合意する。この合意は生物探査協定に組み入れられる。

16.2 前払い金：資源利用者は収集期間の間、収集地 1 か所につき 1000 米ドルを毎年資源提供者に支払う。この支払いはロイヤリティーの前払い金とみなす。生物探査を行うフィリピン人の資源利用者及び学生が外国の協力者、又は投資家をもたない場合には、前条 15.3 及び 15.4 と同率の低料金の適用を受ける資格を有する。支払い時期については資源提供者と資源利用者間で合意する。当該合意は生物探査協定に組み入れられる。

第 17 条 その他の利益

17.1 資源利用者と資源提供者は、上記の最低限の利益のほか、次のような非金銭的利益に合意することができる。

- a) 生物多様性目録用及びモニタリング用の機器
- b) 資源保全活動のための物品及び機器
- c) 技術移転
- d) 研修施設を含む正式な研修
- e) 対象地域の管理に直接関係するインフラストラクチャー
- f) 医療
- g) その他の能力育成、生息域内保全及び開発活動への支援。

第 18 条 支払金の不返戻

18.1 生物探査活動から何の利益も生み出されなかった場合でも、資源利用者が資源の提供者集団に支払った金銭は一切返戻されない。

第 19 条 外国の資源利用者によるフィリピン人協力者の指名

19.1 実施機関は要請に応じ、製品開発、又は技術移転の過程における研究協力者として、同者らが相互に受け入れることのできる条件で、適格なフィリピン人科学者を外国の資源利用者に推薦する。

19.2 国内の協力者が生物探査活動に参加しない限り、外国の資源利用者との間で生物探査協定を締結してはならない。

第 20 条 衡平な利益配分

20.1 1か所の収集地に複数の資源提供者集団がある場合、第 16.1 条及び 16.2 条に定める利益は、生物資源を収集する地域に対して管理権を行使する集団及び当該地域に対して権利を有する集団の間で均等に分配する。

20.2 地域社会に対する金銭的利益については、関係バランガイ議会（Sanggunaiang Pambarangay）は、受領した資金が、地域社会の構成員の代替的、又は補足的な生活の機会を含む生物多様性の保全、又は環境保護のみに使われることを確保する。

20.3 先住民族に対する金銭的利益については、先住民権利法（IPRA）に従って策定された先祖伝来領域の持続可能な開発・保護計画（ADSDPP）に沿って資金を使用する。ADSDPP がない場合には、国家先住民問題委員会（NCIP）がその規則に従って資金の適切な処理を決定する。

第 21 条 相互に排他的な約束

21.1 資源提供者集団が事前の情報に基づく同意を付与する条件として資源利用者との間で合意したその他の約束は、それに反する規定がない限り、上記条項に定める利益及び料金とは分離独立したものとする。

第 22 条 収集地への立ち入り

22.1 提供者集団は、生物探査協定の期間中、収集割当及び収集期間の制限に従い、資源利用者が承認を受けた活動を実施するために収集地に立ち入ることを許可する。ただし資源提供者には、管轄区域内で資源利用者及び研究協力者が行う生物探査活動を監視するよう推奨する。

第Ⅶ章 遵守の監視

第 23 条 報告要件

23.1 資源利用者は、次の項目を記載した年次進捗報告を関係実施機関に提出する。a) 事前の情報に基づく同意 (PIC) の取得状況、b) サンプル収集の進捗、c) 利益配分交渉、d) 利益の支払いの進捗、又は場合に応じて生物探査協定のその他の規定。

年次進捗報告は翌年の 1 月 30 日までに提出する。

23.2 遵守を監視するため、資源利用者は遵守の証拠、特に事前の情報に基づく同意 (PIC) の適正な取得、利益配分に関する合意の履行及び収集割当への遵守の証拠として、以下の証明書を発行する。

- a. 事前の情報に基づく同意 (PIC) の適正な取得に対する遵守証明書 (付属書Ⅵ)
- b. 生物探査協定に定める金銭的利益、又は非金銭的利益の資源提供者による受領証明書 (付属書Ⅶ)
- c. 生物探査協定に定める収集割当の遵守に関する証明書 (付属書Ⅷ)

いずれの証明書にも関係する資源提供者が署名するとともに、環境天然資源省、農業省、持続可能な開発パラワン州委員会 (PCSD) の地域代表による認証を受けなければならない。この証明書は年次進捗報告に添付する。ただし PIC 取得証明書は、生物探査協定の申請時に PIC に添付して実施機関に提出する。資源利用者は適宜、写真など遵守を示す他の証拠も提出する。

23.3 資源提供者は必要に応じ、生物探査協定の規定のうちで 23.2 条に記載する証明書の対象に入らないものに対する遵守の証拠も提出する。

第 24 条 公正さ及び衡平な利益配分の監視

24.1 利益配分の合意が公正で衡平なものとなせるか否かを監視するために、協定当事者及びその他の利害関係者は、プロセス指標及び内容指標のチェックリストを活用することができる。適切な技術委員会がこれらの指標を用いて最終評価を下す。指標チェックリストのひな型は、付

属書Vにある。

第 25 条 現状報告

25.1 個々の生物探査協定（BU）の現状は、実施機関が独自、又は合同のモニタリングシステムによって監視する。

第 26 条 外国での監視

26.1 実施機関は、外国で行われる発明及び商業化の監視に際し、外務省（DFA）及び科学技術省（DOST）に支援を求めることができる。両省は外国の組織との生物探査協定（BU）に関し、実施機関から書面による通知を受ける。外務省（DFA）は、在外の大使館及び公館を通じて、協定違反を実施機関に報告することが奨励される。特に外務省は、以下について外国の関係当局に強く求めるよう奨励される。

- a) 生物探査協定（BU）を締結しない生物資源の入国防止
- b) 特許出願時の原産国開示及び生物探査協定（BU）提示の要求
- c) 収集者、又は商業化する組織に対する法的請求実施の促進

26.2 さらに外務省（DFA）及び科学技術省(DOST)は、フィリピンと生物探査協定（BU）を締結している企業との関係及びフィリピンの生物資源の利用に取り組む専門家学会及び大学との関係を確立し維持することも奨励される。

第 27 条 市民団体の参加

27.1 政府は、特に NGO 及び PO などの市民団体が生物探査協定（BU）実施状況の監視に果たす役割を認識し推進する。市民団体は自らの取組を通して、所定の手順の遵守、特に地域社会との協議の実施及び PIC 証明書の取得プロセス、収集要件への遵守を監視することができ、商業化、又は発明が外国で実施されている場合には、自らの外国でのネットワークを通じて在外フィリピン大使館と協力し、ロイヤリティーの支払いを監視することができる。

第VIII章 雑則

第 28 条 クリアリングハウスメカニズム

28.1 実施機関は共通の保管機関を介して、フィリピンの生物多様性条約（CBD）担当窓口に報告する。当該窓口はかかる関連情報を CBD 事務局のほか、フィリピンが締約国となっている条約により求められている他の国際機関に報告する。

第 29 条 資金

29.1 本ガイドラインで徴収する料金は、全国総合保護地域制度（NIPAS）法及び野生生物法に従って、適宜、総合保護地域基金（IPAF）又は野生生物管理基金（WFMF）に繰り入れる。

29.2 本ガイドラインの実施及び生物探査活動の監視に必要なすべての経費は、関連法規に従って実施機関の通常予算、又は総合保護地域基金（IPAF）、野生生物管理基金（WMF）から支出する。

第IX章 制裁及び救済

第30条 紛争解決

30.1 生物探査協定（BU）の諸条件への違反、特に事前の情報に基づく同意（PIC）の取得と素材収集に関する違反の正式な申し立ては、いずれかの実施機関に提出する。関係実施機関は一応の違反認定の後に事実調査を開始する。当該機関は事実調査から30日以内に大臣に対して調査報告を行う。

30.2 資源提供者集団の構成員はみな、生物探査協定（BU）に対する違反を正式に申し立てることができる。いかなる個人も、締結された一切のBUの違反に関する情報を実施機関に提供することができる。

30.3 利益配分条件の解釈及び履行から生じる紛争は、できる限り、関係する資源利用者と資源提供者間で友好的に解決する。

第31条 制裁及び罰金

31.1 生物探査協定（BU）の規定に対する違反がある場合、協定は自動的に解除、又は取り消され、収集した素材は政府が没収し、保証金も没収し、フィリピンでの違反者による生物資源へのアクセスは永久に禁止とする。この違反は野生生物法に対する違反とみなし、現行法による行政上及び刑法上の制裁措置を課す。生物探査協定（BU）を締結せずに生物探査を行った者には、無許可収集の罰金を適用する。

31.2 違反行為については国内及び国際的なメディアに発表するとともに、実施機関からフィリピンの生物多様性条約（CBD）担当窓口を通じて、適切な国際監視機関及び地域監視機関に報告する。

第X章 最終規定

第32条 規定の見直し義務

32.1 特に利害関係者間で分配する利益の価額を決定する際に、インフレなどの要因を考慮するため、実施機関は本令に定める規定の定期的な見直しを3年ごとに実施する。

第33条 分離条項

33.1 本ガイドラインのいずれかの節、条項、又は規定が憲法違反、又は無効と宣言されても、残りの規定はそれによって影響を受けることはなく、依然として有効に存続する。

第 34 条 廃止規定

34.1 1996 年環境天然資源省令第 20 号はここに廃止する。本ガイドラインの規定に反する命令及び規則はすべてここに廃止するか、又は本ガイドラインに沿って修正する。

34.2 大統領令第 247 号の規定で野生生物法に合致しないものは廃止とみなす。

第 35 条 効力

35.1 本規則は、国家行政登録局（ONAR）への提出及び一般全国紙 2 紙上での発表後ただちに発効する。

以上を承認して

Michael T. Defensor
環境天然資源省大臣

Arthur C. Yap
農業省大臣

Abraham Kahlil B. Mitra
持続可能な開発パラワン州委員会議長

Reuben Dasay A. Lingating
国家先住民問題委員会委員長

付属書 I : 標準約款

最低条件

- 1) 資源利用者は、収集してフィリピン国外に輸送する標本には疾病がなく、検疫手順に合致していることを確保する。
- 2) 収集したすべての証拠標本一式はフィリピン国立博物館（NMP）又は当該地域の正式な指定機関に寄託するが、ホロタイプは適切にラベルを貼付して保存し、フィリピン国立博物館で保管する。
- 3) 収集したすべての生きた標本一式は、相互に合意して正式に指定した寄託機関に寄託する。すなわち、農業種は植物育種研究所（IPB）の国立植物遺伝資源研究所（NPGRL）に、森林種は生態系研究開発局（ERDB）に、微生物は国立バイオテクノロジー応用微生物学研究所（NIBAM）に寄託する。
- 4) フィリピン国民及びフィリピンの政府機関はすべて、素材移転契約及び関連国際条約に従い、国際的に認められた生息域外寄託機関、又はジーンバンクに寄託されている標本に対し、全面的なアクセスを許される。
- 5) 生物資源を輸出する場合には、該当するワシントン条約の輸出関連規則及びその他の規則に従う。
- 6) 科学的、又は国際的な生殖質交換を目的とした品種、系統、株及び栽培材料の輸出は、共和国法第 7308 号 1992 年種子産業振興法の施行規則第 5 章 42 条の規定に準拠する。
- 7) 収集した生物資源を輸送する場合は、輸送、又は郵送の許認可を関係政府機関から取得することを条件とする。
- 9) フィリピン生物資源に由来する商業的産物の発見はすべて、BU で合意するとおり、フィリピン政府及び資源提供者が利用できるようにする。
- 10) 外国人、外国の法人などが生物探査を行う場合にはすべて、収集した生物資源、又は遺伝資源に由来する製品の技術開発も含めて、関係政府機関、フィリピンの大学もしくは学術機関、又はその他の組織のフィリピン人科学者と共同、又は協力して行うが、この「その他の」組織は、政府機関、非政府機関を問わず、フィリピンで正式に認められている大学、学術機関、国内の政府組織、又は政府間組織である「本人」（Principal）の関連組織であってもよい。この目的のためにフィリピン人科学者に関し発生するすべての支出は、資源利用者が負担する。
- 11) フィリピンの固有種に関する研究から技術が開発された場合、「本人」は、指定されたフィリピンの機関を通じてフィリピン政府に対し、「本人」へのロイヤリティーを支払うことなく、その技術を国内で商業的に利用できるようにする。ただし、適切な場合には必要に応じて、他の条件を当事者間で交渉することができる。なお生殖質の交換の場合には、協力機関である国立農業

研究システムに属するセンターの綱領に沿い、その国際法に基づくプロトコルに従って当該技術を共有する。

12) BU で許可された用途に従い、すべての生物資源及び遺伝資源の所有権は、フィリピン国が保有する。

13) BU の資源利用者が単なる代理人である場合、又は単に他の個人もしくは組織のために収集している場合、大臣は、収集者と「本人」の間の合意書を審査し、当該合意書が本ガイドラインの実質的な要件を損なうことがないかを確認する。「本人」への移転は、素材移転契約に準拠する。

BU の解除

1) PIC 証明書を取得し、適切な当事者間で BU が締結された場合には、関係資源提供者が事後に当該証明書を撤回したとしても、以下のいずれかの適法事由によらない限り、当該 BU の解除事由とはならない。

- a) 資源利用者が詐欺、詐取、虚偽の約束及び又は脅迫によって同意を取得した場合
- b) 当該 BU の続行が、先住民による生物資源の伝統的な利用の権利を侵害する場合
- c) 当該 BU の続行が、公益及び公共の福祉に反する場合。

2) 一方の当事者が BU に定めた条件のいずれかに違反した場合、他方当事者は当該 BU を解除できる。

3) 関係資源利用者は、破産、天災及び治安上の問題を理由に、BU の解除を申請する権利を有する。ただし破産の場合にはすべての保証金は没収され、すべての機器、素材及び知識は当該 BU で予め特定した機関に移転される。天災、又は治安上の問題による場合は、改めて PIC 証明書を提出することを条件に、代替の収集地を提供できる。

BU の期間

BU に基づくサンプルの収集期間は、協定の締結日から 3 年を超えてはならないが、法律及び両当事者の相互の合意で定める条件に基づき、以後は 3 年を超えない期間で更新できる。BU の他の条件はすべて、すべての義務が履行されるときまで有効に存続する。

素材の移転

素材を第三者受領者に移転する場合、資源利用者は、BU に基づく素材移転契約のすべての規定を忠実に遵守したという証明書（付属書 II）を発行する。当該素材の受領者もまたこの証明書を認証する。

知識の共有

資源利用者は、収集地域で調達した生物資源に関する研究開発の進捗及びその成果について、関係資源提供者に年次報告をする。

収集地域で取得した生物資源から得られた知識による功績は、いかなる形態のコミュニケーション媒体（例えば公刊物、ビデオ、オーディオ及び電子形態など）であってもその中で資源提供者に正式に言及し、謝辞を記して資源提供者と共有する。上述の知識に関する発表資料は、資源提供者に提供される。

報告要件

資源利用者は、事前の情報に基づく同意の取得状況、利益分配交渉、サンプル収集の進捗、又は場合に応じて BU の他の規定に関し、実施機関に年次進捗報告を提出する。

付属書Ⅱ：素材移転契約書

生物探査協定 第三者受領者への素材移転 遵守証明書

われわれはその名誉にかけて、ここに以下を証する。

1. 生物資源、又はデータの所有権は、フィリピン政府と原資源利用者間の生物探査協定（BU）により明文で定義されている。本素材の第三者受領者に対する提供者は、当該 BU の資源利用者と同一である。
2. 第三者受領者に提供された素材、又はデータは、研究目的にのみ使用する。第三者受領者は、原提供政府機関からの書面による許可がなければ素材を他の当事者に移転しない。
3. 第三者受領者は、「秘密扱」のスタンプを押印して移転したすべての素材、又は情報を秘密として取り扱い、フィリピン政府が書面により特に許可しない限り、又は当該素材が当該 BU、又は本素材移転契約のいずれの当事者でもない他者の行動によって公知となった場合を除き、当該秘密素材及び情報の記述、又は漏洩をしない。
4. 第三者受領者は、当該素材から開発した発明の知的財産権取得を試みる前、及び当該知的財産権のライセンス供与を試みる前に、当該素材の原提供政府機関と協議する。
5. 第三者受領者は、BU の当事者と、知的財産の所有権を共有する契約上の義務、又は当該知的財産のライセンス供与、又は商品化によるロイヤリティーもしくはその他の利益について交渉する契約上の義務を負う。
6. さらに、われわれはフィリピン国内の生物探査活動に関するガイドライン（2005 年 DENR-DA-PCSD-NCIP 合同行政令第 1 号）の規定を読んで理解していることを証する。

原 BU 契約者の氏名及び署名

第三者受領者の氏名及び署名

付属書Ⅲ：種及び標本の収集許容割当量

最大許容量 本ガイドライン 10.1 条に従い、種及び標本について以下の最大量まで収集が許可されるが、ただしプロジェクトの計画、又は目的に基づいて明確な必要性があり、しかるべき実施機関の技術委員会による審査と承認を受けた場合にはこの限りではない。

a) モネラ及び原生生物

初期スクリーニング
前臨床及び臨床試験

1 収集地につき 1g～1 収集地につき 1kg
最大 2kg。ただし持ち込む研究所で合成、又は培養する計画があること。

b) 菌類

初期スクリーニング
前臨床及び臨床試験

1 種につき 1～3 サンプル
最大 5 サンプル。ただし持ち込む研究所で合成、又は培養する計画があること。

c) 植物

1. 葉、花、樹皮及び根

初期スクリーニング
前臨床及び臨床試験

1 個体につき生重量 0.3～1kg
1 収集地につき最大 3kg
最大 5kg

2. 種子

初期スクリーニング
前臨床及び臨床試験

1 収集地につき最大生重量 0.3～1kg（種子の大きさによる）
最大 5kg（種子の大きさによる）

3. ラテックス

初期スクリーニング
前臨床及び臨床試験

1 収集地につき最大 1kg
最大 5kg

4. 藻類（コンクリート、石、竹に付着している場合）

初期スクリーニング
前臨床試験

縫い針大～1cm 四方
最大 2cm 四方。ただし持ち込む研究所で合成、又は培養する計画があること。

5. 藻類（浮遊藻類、又はプランクトン）

初期スクリーニング
前臨床試験

水 1L～14L
14L。ただし持ち込む研究所で合成、又は培養する計画があること。

d) 動物（非破壊サンプリング）

1. 海綿動物門（海綿）

- | | |
|---|--|
| 初期スクリーニング | 1 収集地、1 個体につき湿重量 500g~1kg |
| 前臨床及び臨床試験 | 1 収集地、1 個体につき最大 1kg |
| 2. 刺胞動物門（ヒドラ、クラゲ、サンゴ） | |
| 初期スクリーニング | 1 収集地につき最大 10 個体（ヒドラ及びクラゲ）
1 収集地につき最大 10 群体（サンゴ） |
| 前臨床及び臨床試験 | 1 収集地につき最大 100 個体（ヒドラ及びクラゲ）
1 収集地につき最大 50 群体（サンゴ） |
| 3. 軟体動物門（巻貝、二枚貝、ツノガイ、ヒザラガイ、ヤリイカ、コウイカ、タコ） | |
| 初期スクリーニング | 1 個体群につき最大 50 個体（大きいもの）
1 個体群につき最大 100 個体（小さいもの）
各個体から収集する外套膜組織は 1cm 四方。 |
| 4. 節足動物門（甲殻類） | |
| 初期スクリーニング | 1 個体群につき最大 10 個体（小さいもの）
1 個体群につき最大 5 個体（大きいもの） |
| 前臨床及び臨床試験 | 1 個体群につき最大 50 個体（小さいもの）
1 個体群につき最大 10 個体（大きいもの） |
| 5. 節足動物門（ダニ及び他の微小昆虫） | |
| 初期スクリーニング（予備） | 1 収集地につきバイアル 10 分の 1 |
| 前臨床及び臨床試験 | 1 収集地につき最大でバイアル 2 分の 1 |
| 6. 節足動物門（大型昆虫） | |
| 初期スクリーニング（予備） | 1 収集地につき最大 10 個体 |
| 前臨床及び臨床試験 | 1 収集地につき最大 100 個体 |
| 7. 軟体動物門 | |
| 初期スクリーニング | 各個体から収集する外套膜組織は 1cm 四方。1 個体群につき最大 60 個体 |
| 8. 脊索動物門、尾索動物亜門 | |
| 初期スクリーニング | 1 収集地当たり 1 個体につき湿重量 500g~1kg |
| 前臨床及び臨床試験 | 1 収集地当たり 1 個体につき最大 1kg |
| 9. 脊索動物門、硬骨魚綱 | |
| 組織（心臓、肝臓及び筋肉）を収集する。 | |
| 初期スクリーニング | 1 個体群につき最大 100 匹（幼魚） |
| 前臨床及び臨床試験 | 1 個体群につき最大 100 匹（幼魚） |
| 10. 脊索動物門、両生綱 | |
| 血液サンプル | 大体の目安として、血液量は動物の体重（g）の 1%。 |

- これは健康な 1 成個体から支障なく瀉血できる血液量 (ml) となる。
筋組織は各個体から 5g まで
- 組織
- 11. 脊索動物門、爬虫綱**
- 血液サンプル 大体の目安として、血液量は動物の体重 (g) の 1%。
これは健康な 1 成個体から支障なく瀉血できる血液量 (ml) となる。
- 筋組織 筋組織は各個体の切り落とした尾から 5g まで
- 12. 脊索動物門、鳥綱**
- 血液サンプル 大体の目安として、血液量は動物の体重 (g) の 1%。
これは健康な 1 成個体から支障なく瀉血できる血液量 (ml) となる。
- DNA 分析のための皮膚サンプル 皮膚サンプルは各鳥から最大 20mg
- 13. 脊索動物門、哺乳綱**
- 血液サンプル 大体の目安として、血液量は動物の体重 (g) の 1%。
これは健康な 1 成個体から支障なく瀉血できる血液量 (ml) となる。
- DNA 分析のための皮膚サンプル 皮膚サンプルは各個体から 20mg まで
- 毛サンプル 大型個体ごとに表皮を含めた毛サンプル 100mg まで
- 糞便サンプル 1 収集地につき糞便サンプルは最大でバイアル 10 個まで
- e) 副産物及び派生物 (尿、汗、糞便、爪、唾液、歯)**
- 収集地により異なるが最大 5g まで。
- 小さい個体 1 個体につき最大 1g、又は 1 収集地当たり 1 種、1 個体につき 1ml。
- 大きい個体 最大で 10g、又は 1 収集地当たり 1 種 1 個体当たり 10ml。
- f) 動物 (破壊的サンプリング)**
- 組織と臓器の採取により生物が死亡する場合。
- 収集割当 : 1 収集地当たり 1 種につき小型～中型のものは最大 10 個体
1 収集地当たり 1 種につき中型～大型のものは最大 10 個体

付属書IV 事前の情報に基づく同意証明書

本証明書は、以下の署名者が_____による研究、又はプロジェクトの提案を入念に検討し、提案のプロジェクト、又は研究活動が調査地域及びその周辺に及ぼす影響を理解したことを証するものである。さらに私は各構成員と協議し、いずれの構成員も当該プロジェクトに異議を差し挟まないことをここに証する。

本 PIC 証明書は、_____（調査地域、又は場所を明記）での生物探査協定に対する_____の申請を支持するために発行する。

200__年__月__日 _____にて発行した。

先住民社会・先住民族代表/私有地の地主/保護地域管理委員会議長

____月__日_____にて、本官の面前において署名及び宣誓が行われた。私は宣誓供述人より_____にて_____に発行された居住証明書_____号の提示を受けた。

管理官

付属書V：プロセス指標及び内容指標のチェックリスト

チェックリスト	はい	いいえ
<p>プロセス指標</p> <p>1. 利益の特定及び確定が、関係共同体を含む契約当事者により共同で行われたか。</p> <p>2. 契約の当事者は、合意した利益の種類と金額がどのような変動要素に影響されるかを理解しているか。</p> <p>3. 契約が締結された時点で正確に確定している利益はどれで、その後遺伝素材、又は生物素材の用途が明らかになった時点で共同で確定する利益はどれかが、協定書から明白であるか。</p> <p>4. 生物探査協定終了後に確定することになる利益がある場合、発見と開発の期間中にその利益の種類と金額について合意に至る手順が当該生物探査協定に定められているか。</p> <p>5. 協定は、利用者が生物素材、又は遺伝素材を当初どのように利用する予定であるか、その他の利用法がある場合にはどのような手順で政府が承認するのかをすべて開示したうえで結ばれたか。</p> <p>6. 協定当事者は、商品化に成功する確率及び当該商品の市場の規模及び金額など、アクセスの結果として生じる価値を評価できるような情報を有していたか。</p> <p>7. 協定当事者は、合意に達するための交渉術及び法的支援を得られたか。</p> <p>内容指標</p> <p>1. 金銭的利益及び非金銭的利益の両方が協定に含まれているか。</p> <p>2. 最初のアクセスから、製品を発見し開発する期間及び製品を販売する期間までのさまざまな時点で利益が配分されるか。</p> <p>3. 利益は、さまざまな利害関係者に配分されるか。</p> <p>4. 協定にはさまざまな利益が包括的に含まれているか。</p> <p>5. 利益の規模、又は金額は、アクセスの独占度によって変動するか。</p> <p>6. 利益の規模、又は金額は、生物素材、又は遺伝素材の付加価値によって変動するか。</p> <p>7. 長期にわたって利益を配分するメカニズムは国内に確立されているか。</p> <p>8. 利益の配分は、地方及び国家の幅広い優先課題に対応するような一連の目的や原則（生物多様性の保全、保護地域基金など）と結びついているか。</p>		

付属書VI：事前の情報に基づく同意の適正な取得に対する遵守

日付 _____

証明書

私はその名誉にかけて、ここに以下を証する。

1. 私は、研究提案書のコピーを（先住民族の公認の首長、バランガイ長、PAMB 保護地域管理官、地主のうちで該当するものをここに明記）に提出した。当該提案書は、（提案書を受領した人物の氏名）が受領した。私はさらに、当該提案書の概要が提出先の人々の理解できる言語、又は方言で書かれていること、目的、方法、期間、利用もしくは採取する種、又は標本とその数及び量、利益がある場合には関係当事者間での衡平な利益配分、並びに当該活動が決してその地域社会の伝統的な資源の利用に影響を及ぼさないことを明示する文言が記載してあることを証する。当該提案書を受領証のコピーは、本証明書の別添 1 として添付する。
2. 私は（地域社会、先住民族、PAMB 保護地域管理官、私有地の地主のうちで該当するものをここに明記）に対し、その地域内で生物探査活動を実施する意思のあることを通知した。当該通知は関係共同体が理解できる言語により書面、又は口頭で行われ、この中で 1) 研究提案書及び提案した活動に関する他の情報の概要書のコピーが、先住民族の公認の首長、バランガイ長、又は PAMB 保護地域管理官に正式に提出されたことを伝えている。当該通知の証拠書類は、別添 2 として添付する。
3. 私は、先住民族の公認の首長、バランガイ長、又は PAMB 保護地域管理官に、収集地に最も近い主要集落の目立つ場所で地域集会を開くことを要請した。その集会のため、開催日の少なくとも 1 週間前に通知を貼りだした。当該通知のコピーは、別添 3 として添付する。
4. 私は、着手する活動を全面的に開示する目的で、先住民族、保護地域管理委員会、地域社会の構成員、又は関係地主と地域協議を行った。当該協議の証拠書類として写真のほか、出席表を含む議事録を別添 4 として添付する。
5. 私は、フィリピン国内の生物探査活動に関するガイドライン（2005 年 DENR-DA-PCSD-NCIP 合同行政令第 1 号）を読み理解している。

確約者：収集者の氏名及び署名

認可番号 _____

発行日 _____

「本人」の氏名及び署名（該当する場合）

代理先の大学、又は政府機関の名称

確認者：先住民族の公認の首長、PAMB 保護地域管理官、地主（いずれか該当する者）の氏名及び署名

国家先住民問題委員会州担当理事の氏名及び署名（該当する場合）

関係機関の地域連絡担当官の氏名及び署名（該当する場合）

付属書Ⅶ：受領証明書

受領証明書

以下の署名者は、生物探査協定で合意したとおり、次の利益を無条件で受領し領収したことを証する。

- 1.
- 2.
- 3.

提供者：(財及びサービスを提供した者、又は組織の名前)

受領日： _____

受領者： _____

署名： _____

日付： _____

添付証明写真書類 _____

付属書Ⅷ：収集割当量の遵守

収集地域：

シティオ／バランガイ／市：_____

州：_____

私は、以下に記載する収集標本が、生物探査協定に定めた収集割当量に従っていることを名誉にかけて証する。さらに、私は 2005 年 DENR-DA-PCSD-NCIP 合同行政令第 1 号の第 31 条制裁及び罰金規定を読み理解していることを証する。

収集する素材	収集形態	収集割当量	実際の収集	目的、方法	標本の寄託先
<p>(分類学上の区分を用いて、収集する素材を明記)。野帳の参照ページを記載。</p> <p>例： 植物 学名：<i>Imperata cylindrica</i> 一般名： 説明： 野帳の 1 ページを参照。</p>	<p>(種及び素材をどのような形態で収集する予定かを明記)</p> <p>根</p>	<p>(各標本、各素材につき、収集割当量と単位を明記)</p> <p>100 本 (plants)</p>	<p>(実際に収集おこなった素材の数量と単位を明記)</p> <p>50 本 (plants)</p>	<p>(素材を収集した目的、収集した素材を今後どのような方法で調べるのかを明記)</p> <p>XYZ 法により DNA 配列を確認</p>	<p>(素材及び標本をどこに寄託するかを明記)</p> <p>ロス・バニョスにある国際稲研究所 (IRRI) 生殖質センター (宅配便)</p>

収集者の氏名及び署名：

日付：

住所及び電話番号：

添付：___ページの野帳

発行日：

確認者：資源提供者代表

認証者：地域連絡担当官の氏名